大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に係る届出事項を変更した旨の届出があった。

　当該届出に係る書類については、一般の縦覧に供するので、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに大阪府知事に意見書を提出することができる。

　　令和６年７月16日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府知事　吉村　洋文

１　届出の概要

1. 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(2)　大規模小売店舗の所在地及び名称等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項 | 大規模小売店舗の所在地及び名称 | 大規模小売店舗を設置する者の住所及び名称並びに代表者の氏名 |
| １ | 高槻市辻子三丁目333番３ほかドン・キホーテ高槻店 | 東京都千代田区丸の内一丁目３番３号みずほ信託銀行株式会社代表取締役　笹田　賢一 |
| ２ | 守口市八雲東町一丁目324番ほかドン・キホーテ大日店 | 同 |
| ３ | 富田林市若松町西三丁目1557番地３ほかＭＥＧＡドン・キホーテ富田林店 | 同 |
| ４ | 東大阪市西石切町七丁目192番地の21ほかドン・キホーテパウ石切店 | 同 |

(3)　変更年月日

令和６年４月１日

２　届出年月日

　　令和６年６月27日

３　届出に係る書類の縦覧の期間及び場所

(1)　縦覧の期間

　 　 令和６年７月16日から同年11月18日まで

(2)　縦覧の場所

　 　 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号　大阪府咲洲庁舎25階

　 　 大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課

　　　 なお、次の場所においても１(2)の表（以下「表」という。）に掲げる大規模小売店舗ごとに縦覧に供する。

表１の項に掲げる大規模小売店舗

　　 高槻市桃園町２番１号

　　 高槻市街にぎわい部産業振興課及び行政資料コーナー

　　　 表２の項に掲げる大規模小売店舗

　　　 守口市京阪本通二丁目５番５号

守口市市民生活部地域振興課

表３の項に掲げる大規模小売店舗

富田林市桜ケ丘町２番８号

富田林市産業まちづくり部商工観光課

表４の項に掲げる大規模小売店舗

東大阪市荒本北一丁目１番１号

東大阪市市長公室広報広聴室市政情報相談課

４　意見書の提出先

　　〒559-8555 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号　大阪府咲洲庁舎25階

　　（TEL（06）6210-9497）

　　大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課